

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和6年1月25日（令和6年（行情）諮詢第76号）、同年3月27日（同第302号）、同年5月30日（同第617号）、同年8月22日（同第930号）、同年10月17日（同第1117号）、同年12月5日（同第1351号）、令和7年2月20日（令和7年（行情）諮詢第231号）、同年5月15日（同第556号）、同年7月3日（同第751号）及び同年9月10日（同第1031号）

答申日：令和8年1月19日（令和7年度（行情）答申第796号ないし同第800号、同第803号、同第805号、同第810号、同第811号及び同第822号）

事件名：「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答申書

第1 審査会の結論

別紙の1の1（1）ないし（10）に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書10」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる331文書（以下、順に「文書1」ないし「文書331」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁が、本件請求文書9につき、文書320及び文書321を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の概要

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が令和4年10月14日付け防官文第19372号、同年12月1日付け同第22506号、令和5年2月6日付け同第2060号、同年4月13日付け同第8537号、同年6月23日付け同第13465号、同年9月1日付け同第18410号、同年11月9日付け同第23081号、令和6年1月18日付け同第778号、同年3月28日付け同第7479号及び同年6月3日付け同第13023号により行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分10」という。）並びに令和5年10月18日付け同第21697号、同年12月7日付け同第24873号、令和6年2月8日付け同第2273号、同年5月23日付け同第12262号、同年7月19日付け同第16946号、同年9月13日付

け同第21152号、同年11月13日付け同第25784号、令和7年1月29日付け同第1569号、同年3月31日付け同第8152号及び同年6月9日付け同第13339号により行った各一部開示決定（以下、順に「原処分11」ないし「原処分20」といい、原処分1ないし原処分20を併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 原処分1に係る審査請求書（令和6年（行情）諮問第76号）

ア 審査請求書1

（ア）ないし（エ）（略）

（オ）一部に対する不開示決定の取消し

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（カ）及び（キ）（略）

（ク）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

（ケ）（略）

イ 審査請求書2

（ア）ないし（エ）（略）

（オ）上記ア（オ）と同旨。

（カ）ないし（ケ）（略）

(2) 原処分2に係る審査請求書（令和6年（行情）諮問第302号）

アないしエ（略）

オ 上記（1）ア（オ）と同旨。

カないしケ（略）

(3) 原処分3ないし原処分7に係る審査請求書（令和6年（行情）諮問第617号、同第930号、同第1117号、同第1351号及び令和7年（行情）諮問第231号）

アないしキ（略）

(4) 原処分8及び原処分9に係る審査請求書（令和7年（行情）諮問第556号及び同第751号）

アないしエ（略）

オ 上記（1）ア（オ）と同旨。

カないしケ（略）

(5) 原処分10に係る審査請求書（令和7年（行情）諮問第1031号）

アないしキ（略）

(6) 原処分11に係る審査請求書（令和6年（行情）諮問第76号）

アないしエ（略）

オ 上記（1）ア（オ）と同旨。

カ及びキ （略）

ク 上記（1）ア（ク）と同旨。

ケ （略）

（7）原処分12に係る審査請求書（令和6年（行情）諮問第302号）

アないしエ （略）

オ 上記（1）ア（オ）と同旨。

カないしク （略）

（8）原処分13ないし原処分15に係る審査請求書（令和6年（行情）諮

問第617号、同第930号及び同第1117号）

アないしエ （略）

オ 上記（1）ア（オ）と同旨。

カ及びキ （略）

ク 上記（1）ア（ク）と同旨。

ケ （略）

（9）原処分16ないし原処分20に係る審査請求書（令和6年（行情）諮

問第1351号、令和7年（行情）諮問第231号、同第556号、同

第751号及び同第1031号）

アないしエ （略）

オ 上記（1）ア（オ）と同旨。

カ及びキ （略）

ク 上記（1）ア（ク）と同旨。

第3 諒問序の説明の概要

1 経緯

（1）原処分1及び原処分11について（令和6年（行情）諮問第76号）

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書1ないし文書231の231文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年10月14日付け防官文第19372号により、本件対象文書1のうち、文書1ないし文書38、文書192ないし文書195、文書199ないし文書211及び文書213ないし文書228について、法5条6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、令和5年10月18日付け防官文第21697号により、本件対象文書1のうち、文書39ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212及び文書229ないし文書231について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分11）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分1-1に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年2か月及び約1年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分2及び原処分1-2について（令和6年（行情）諮問第302号）

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書39ないし文書51、文書54、文書55、文書60ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212及び文書229ないし文書267の190文書（以下「本件対象文書2」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年12月1日付け防官文第22506号により、本件対象文書2のうち、文書39、文書60、文書61及び文書232ないし文書261について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った後、令和5年12月7日付け防官文第24873号により、本件対象文書2のうち、文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書62ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書267について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1-2）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分1-2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(3) 原処分3及び原処分1-3について（令和6年（行情）諮問第617号）

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書62ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書271の161文書（以下「本件対象文書3」という。）を特

定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年2月6日付け防官文第2060号により、本件対象文書3のうち、文書62について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、令和6年2月8日付け防官文第2273号により、本件対象文書3のうち、文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書63ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書271について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分13）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分13に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(4) 原処分4及び原処分14について（令和6年（行情）諮問第930号）

本件開示請求は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書63ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書277の166文書（以下「本件対象文書4」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年4月13日付け防官文第8537号により、本件対象文書4のうち、文書63について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分4）を行った後、令和6年5月23日付け防官文第12262号により、本件対象文書4のうち、文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書64ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書277について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分14）を行った。

本件審査請求は、原処分4及び原処分14に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分4に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年3か月を

要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮詢を行うまでに長期間を要したものである。

(5) 原処分5及び原処分15について（令和6年（行情）諮詢第1117号）

本件開示請求は、本件請求文書5の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書64ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書280の168文書（以下「本件対象文書5」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年6月23日付け防官文第13465号により、本件対象文書5のうち、文書64について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分5）を行った後、令和6年7月19日付け防官文第16946号により、本件対象文書5のうち、文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書65ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書280について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分15）を行った。

本件審査請求は、原処分5及び原処分15に対して提起されたものであり、本件諮詢に当たっては、それらの審査請求を併合し諮詢する。

なお、原処分5に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮詢を行うまでに約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮詢を行うまでに長期間を要したものである。

(6) 原処分6及び原処分16について（令和6年（行情）諮詢第1351号）

本件開示請求は、本件請求文書6の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書65ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書286の173文書（以下「本件対象文書6」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年9月1日付け防官文第18410号により、

本件対象文書6のうち、文書65について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分6）を行った後、令和6年9月13日付け防官文第21152号により、本件対象文書6のうち、文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書66ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書286について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分16）を行った。

本件審査請求は、原処分6及び原処分16に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分6に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(7) 原処分7及び原処分17について（令和7年（行情）諮問第231号）

本件開示請求は、本件請求文書7の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書66ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書294の180文書（以下「本件対象文書7」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年11月9日付け防官文第23081号により、本件対象文書7のうち、文書66について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分7）を行った後、令和6年11月13日付け防官文第25784号により、本件対象文書7のうち、文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書67ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書294について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分17）を行った。

本件審査請求は、原処分7及び原処分17に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分7に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたこと

から、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(8) 原処分8及び原処分18について（令和7年（行情）諮問第556号）

本件開示請求は、本件請求文書8の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書67ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書312の197文書（以下「本件対象文書8」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年1月18日付け防官文第778号により、本件対象文書8のうち、文書67について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分8）を行った後、令和7年1月29日付け防官文第1569号により、本件対象文書8のうち、文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書68ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書312について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分18）を行った。

本件審査請求は、原処分8及び原処分18に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分8に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(9) 原処分9及び原処分19について（令和7年（行情）諮問第751号）

本件開示請求は、本件請求文書9の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書68ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書319の203文書（以下「本件対象文書9」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年3月28日付け防官文第7479号により、本件対象文書9のうち、文書68について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分9）を行った後、令和7年3月31日付け防官文第8152号により、本件対象文書9のうち、文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書69な

いし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書319について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分19）を行った。

本件審査請求は、原処分9及び原処分19に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分9に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（10）原処分10及び原処分20について（令和7年（行情）諮問第1031号）

本件開示請求は、本件請求文書10の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書69ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書331の214文書（以下「本件対象文書10」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年6月3日付け防官文第13023号により、本件対象文書10のうち、文書69について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分10）を行った後、令和7年6月9日付け防官文第13339号により、本件対象文書10のうち、文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書70ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書331について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分20）を行った。

本件審査請求は、原処分10及び原処分20に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分10に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のと

おりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分11について（令和6年（行情）諮問第76号）

ア ないしウ （略）

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1及び原処分11においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書1の一部が同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ及びカ （略）

キ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書1のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

ク及びケ （略）

コ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分11を維持することが妥当である。

(2) 原処分2及び原処分12について（令和6年（行情）諮問第302号）

ア ないしウ （略）

エ 上記（1）エと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分2及び原処分12」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書2」と読み替える。

オ ないしク （略）

ケ 上記（1）コと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分2及び原処分12」と読み替える。

(3) 原処分3及び原処分13について（令和6年（行情）諮問第617号）

ア ないしキ （略）

ク 上記（1）エと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分3及び原処分13」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書3」と読み替える。

ケ （略）

コ 上記（1）キと同旨。ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書3」と読み替える。

サ 上記（1）コと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分3及び原処分13」と読み替える。

(4) 原処分4及び原処分14について（令和6年（行情）諮問第930号）

ア ないしキ （略）

ク 上記（1）エと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分4及び原処分14」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書4」と読み替える。

ケ （略）

コ 上記（1）キと同旨。ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書4」と読み替える。

サ 上記（1）コと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分4及び原処分14」と読み替える。

（5）原処分5及び原処分15について（令和6年（行情）諮問第1117号）

アないしき （略）

ク 上記（1）エと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分5及び原処分15」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書5」と読み替える。

ケ （略）

コ 上記（1）キと同旨。ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書5」と読み替える。

サ 上記（1）コと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分5及び原処分15」と読み替える。

（6）原処分6及び原処分16について（令和6年（行情）諮問第1351号）

アないしき （略）

ク 上記（1）エと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分6及び原処分16」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書6」と読み替える。

ケ （略）

コ 上記（1）キと同旨。ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書6」と読み替える。

サ 上記（1）コと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分6及び原処分16」と読み替える。

（7）原処分7及び原処分17について（令和7年（行情）諮問第231号）

アないしき （略）

ク 上記（1）エと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分7及び原処分17」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書7」と読み替える。

ケ （略）

コ 上記（1）キと同旨。ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書7」と読み替える。

サ 上記（1）コと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分7及び原処分17」と読み替える。

（8）原処分8及び原処分18について（令和7年（行情）諮問第556号）
アないしウ （略）

エ 上記（1）エと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分8及び原処分18」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書8」と読み替える。

オないしケ （略）

コ 上記（1）キと同旨。ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書8」と読み替える。

サ 上記（1）コと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分8及び原処分18」と読み替える。

（9）原処分9及び原処分19について（令和7年（行情）諮問第751号）

ア 上記（1）エと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分9及び原処分19」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書9」と読み替える。

イ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としており、本件審査請求を受けて改めて探索を行ったところ、追加して特定すべき文書を保有していることが確認できたため、追加して特定すべき文書につき、改めて開示決定等をすることとする。

ウ 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

エ 上記（1）コと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分9及び原処分19」と読み替える。

（10）原処分10及び原処分20について（令和7年（行情）諮問第1031号）

ア 上記（1）エと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分10及び原処分20」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書10」と読み替える。

イ 上記（1）キと同旨。ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書10」と読み替える。

ウ 上記（9）ウと同旨。

エ 上記（1）コと同旨。ただし、「原処分1及び原処分11」とあるのを「原処分10及び原処分20」と読み替える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審

議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ① 令和6年1月25日 | 諮問の受理（令和6年（行情） 諒問第76号） |
| ② 同日 | 諮問序から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同年2月16日 | 審議（同上） |
| ④ 同年3月27日 | 諮問の受理（令和6年（行情） 諒問第302号） |
| ⑤ 同日 | 諮問序から理由説明書を收受（同上） |
| ⑥ 同年4月11日 | 審議（同上） |
| ⑦ 同年5月30日 | 諮問の受理（令和6年（行情） 諒問第617号） |
| ⑧ 同日 | 諮問序から理由説明書を收受（同上） |
| ⑨ 同年6月12日 | 審議（同上） |
| ⑩ 同年8月22日 | 諮問の受理（令和6年（行情） 諒問第930号） |
| ⑪ 同日 | 諮問序から理由説明書を收受（同上） |
| ⑫ 同年9月9日 | 審議（同上） |
| ⑬ 同年10月17日 | 諮問の受理（令和6年（行情） 諒問第1117号） |
| ⑭ 同日 | 諮問序から理由説明書を收受（同上） |
| ⑮ 同年11月1日 | 審議（同上） |
| ⑯ 同年12月5日 | 諮問の受理（令和6年（行情） 諒問第1351号） |
| ⑰ 同日 | 諮問序から理由説明書を收受（同上） |
| ⑱ 同月19日 | 審議（同上） |
| ⑲ 令和7年2月20日 | 諮問の受理（令和7年（行情） 諒問第231号） |
| ⑳ 同日 | 諮問序から理由説明書を收受（同上） |
| ㉑ 同年3月10日 | 審議（同上） |
| ㉒ 同年5月15日 | 諮問の受理（令和7年（行情） 諒問第556号） |
| ㉓ 同日 | 諮問序から理由説明書を收受（同上） |
| ㉔ 同年6月4日 | 審議（同上） |
| ㉕ 同年7月3日 | 諮問の受理（令和7年（行情） 諒問第751号） |
| ㉖ 同日 | 諮問序から理由説明書を收受（同上） |
| ㉗ 同月23日 | 審議（同上） |
| ㉘ 同年9月10日 | 諮問の受理（令和7年（行情） 諒問第100号） |

31号)

- ㉙ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ㉚ 同年10月6日 審議（同上）
- ㉛ 同年12月15日 委員の交代に伴う所要の手続の実施（令和6年（行情）諒問第76号、同第302号、同第617号、同第930号、同第1117号及び同第1351号並びに令和7年（行情）諒問第231号）、本件対象文書の見分及び審議（令和6年（行情）諒問第76号、同第302号、同第617号、同第930号、同第1117号及び同第1351号並びに令和7年（行情）諒問第231号、同第556号、同第751号及び同第1031号）
- ㉜ 令和8年1月13日 令和6年（行情）諒問第76号、同第302号、同第617号、同第930号、同第1117号及び同第1351号並びに令和7年（行情）諒問第231号、同第556号、同第751号及び同第1031号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定（本件請求文書2を除く。）及び不開示部分の開示等を求めており、諒問庁は、本件請求文書9につき、別紙の2に掲げる文書320及び文書321を追加して特定し、開示決定等をすべきであるが、その余については原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、諒問庁は原処分3ないし原処分7及び原処分10に係る各審査請求についても併せて諒問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諒問庁に確認させたところ、諒問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1については、請求文言にいう「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する

る法律」（令和3年法律第84号。以下「重要土地等調査法」という。）に関する行政文書ファイル等に綴られた文書として、別紙の2に掲げる文書1ないし文書231を特定した。

イ 本件請求文書3については、「防官文第22506号（2022.10.4－本本B1634）で「残りの部分」」及び「当該請求（2022.10.4－本本B1634）の後に綴られた文書」と記載されていることから、本件請求文書2に係る先行決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書2の開示請求日の翌日である令和4年10月5日から本件請求受付日である同年12月9日までにつづられた文書を求めているものと解し、前者に該当するものとして、別紙の2に掲げる文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書62ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書267を特定し、後者に該当するものとして、文書268ないし文書271を特定した。

ウ 本件請求文書4については、「防官文第2060号（2022.12.9－本本B2155）で「残りの部分」」及び「当該請求（2022.12.9－本本B2155）の後に綴られた文書」と記載されていることから、本件請求文書3に係る先行決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書3の開示請求日の翌日である令和4年12月10日から本件請求受付日である令和5年2月14日までにつづられた文書を求めているものと解し、前者に該当するものとして、別紙の2に掲げる文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書63ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書271を特定し、後者に該当するものとして、文書272ないし文書277を特定した。

エ 本件請求文書5については、「防官文第8537号（2023.2.14－本本B2594）で「残りの部分」」及び「当該請求（2023.2.14－本本B2594）の後に綴られた文書」と記載されていることから、本件請求文書4に係る先行決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書4の開示請求日の翌日である令和5年2月15日から本件請求受付日である同年4月25日までにつづられた文書を求めているものと解し、前者に該当するものとして、別紙の2に掲げる文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書64ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書277を特定し、後者に該当するものとして、文書278ないし文書28

0を特定した。

オ 本件請求文書6については、「防官文第13465号（2023.4.25-本本B165）」で「残りの部分」と及び「当該請求（2023.4.25-本本B165）」の後に綴られた文書」と記載されていることから、本件請求文書5に係る先行決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書5の開示請求日の翌日である令和5年4月26日から本件請求受付日である同年7月4日までにつづられた文書を求めているものと解し、前者に該当するものとして、別紙の2に掲げる文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書65ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書280を特定し、後者に該当するものとして、文書281ないし文書286を特定した。

カ 本件請求文書7については、「防官文第18410号（2023.7.4-本本B920）」で「残りの部分」と及び「当該請求（2023.7.4-本本B920）」の後に綴られた文書」と記載されていることから、本件請求文書6に係る先行決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書6の開示請求日の翌日である令和5年7月5日から本件請求受付日である同年9月12日までにつづられた文書を求めているものと解し、前者に該当するものとして、別紙の2に掲げる文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書66ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書286を特定し、後者に該当するものとして、文書287ないし文書294を特定した。

キ 本件請求文書8については、「防官文第23081号（2023.9.12-本本B1304）」で「残りの部分」と及び「当該請求（2023.9.12-本本B1304）」の後に綴られた文書」と記載されていることから、本件請求文書7に係る先行決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書7の開示請求日の翌日である令和5年9月13日から本件請求受付日である同年11月22日までにつづられた文書を求めているものと解し、前者に該当するものとして、別紙の2に掲げる文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書67ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書294を特定し、後者に該当するものとして、文書295ないし文書312を特定した。

ク 本件請求文書9については、「防官文第778号（2023.11.

22一本本B1728)で「残りの部分」」及び「当該請求(2023.11.22一本本B1728)の後に綴られた文書」と記載されていることから、本件請求文書8に係る先行決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書8の開示請求日の翌日である令和5年11月23日から本件請求受付日である令和6年2月1日までにつづられた文書を求めているものと解し、前者に該当するものとして、別紙の2に掲げる文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書68ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書312を特定し、後者に該当するものとして、文書313ないし文書319を特定した。

ケ 本件請求文書10については、「防官文第7479号(2024.2.1一本本B2247)で「残りの部分」」及び「当該請求(2024.2.1一本本B2247)の後に綴られた文書」と記載されていることから、本件請求文書9に係る先行決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書9の開示請求日の翌日である令和6年2月2日から本件請求受付日である同年4月5日までにつづられた文書を求めているものと解し、前者に該当するものとして、別紙の2に掲げる文書40ないし文書51、文書54、文書55、文書69ないし文書191、文書196ないし文書198、文書212、文書229ないし文書231及び文書262ないし文書319を特定し、後者に該当するものとして、文書320ないし文書331を特定した。

コ 本件各開示請求時において、本件対象文書をつづっている行政文書ファイルには本件対象文書のみがつづられている。

サ 原処分19に係る審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったところ、上記第3(9)イのとおり、本件請求文書9に該当する文書として、文書320及び文書321を保有していることを確認したため、追加して特定し、改めて開示決定等をすることとする。

シ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) 当審査会において、諮問庁から文書320及び文書321の提示を受けて確認したところ、本件請求文書9に該当する文書であると認められるので、これについて改めて開示決定等をすべきである。

他方、上記(1)シの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)

の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

審査請求人において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等はなく、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、本件請求文書につき、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、諮問庁が、本件請求文書9につき、文書320及び文書321を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1及び番号2に掲げる部分には、政府関係者の非公表の直通電話番号、内線番号及びメールアドレス等が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号3ないし番号7に掲げる部分について

ア 別表の番号3ないし番号7に掲げる部分には、質問議員の質問の趣旨や理由など公表されていない議員の活動に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

当該不開示部分は、質問議員とのやり取りや議員事務所から公開を前提とせず入手した内容であり、これを一方的に公にすると、質問議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、これを公にすることにより、質問議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの説明は否定することができず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号8、番号9及び番号12に掲げる部分には、重要土地等調査法に基づく区域指定に係る防衛省・自衛隊内の未成熟な検討内容及び

関係省庁との調整状況等が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、重要土地等調査法に基づく区域指定に係る政府の考え方や将来の方針等について無用な誤解や憶測を招くなど、国の機関内部における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号10及び番号11に掲げる部分について

ア 別表の番号10及び番号11に掲げる部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、公にしないことを前提とした米国政府との協議に関する情報である。

当該部分を公にした場合、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

イ 上記アで諮問庁が説明するとおり、当該不開示部分には、米軍施設等についての米国政府との協議に関する情報が記載されていることが認められる。

これを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるなどとする上記アの説明は首肯できる。

したがって、当該部分を公にすれば、米国との信頼関係が損なわれ、我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表の番号13及び番号14に掲げる部分について

ア 別表の番号13及び番号14に掲げる部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

文書301ないし文書304及び文書320ないし文書325は、重要土地等調査法に基づく指定区域近傍の未利用国有地について、財務省理財局が作成した意見照会及び諮問庁の回答である。

当該文書は協議・検討中のものであり、これを公にすることにより、関係省庁間において検討していた未成熟な検討内容が明らかとなり、今後の同種の協議において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、関係省庁間において検討していた担当部局における未成熟な検討内容が明らかとなり、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする旨の上記アの諮問序の説明は、否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表の番号15に掲げる部分は、民間人の氏名及び写真の顔部分並びに民間車両のナンバープレート部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、法5条1号ただし書イに該当しないと認められるほか、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定について、諮問序が、本件請求文書9につき、文書320及び文書321を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件請求文書9につき、文書320及び文書321を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは妥当であり、本件対象文書につき不開示とされた部分は、同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1（令和6年（行情）諮問第76号）

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。

(2) 本件請求文書2（令和6年（行情）諮問第302号）

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第17890号（2022.7.26一本本B771）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2022.7.26一本本B771）の後に綴られた文書の全て。

(3) 本件請求文書3（令和6年（行情）諮問第617号）

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第22506号（2022.10.4一本本B1634）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2022.10.4一本本B1634）の後に綴られた文書の全て。

(4) 本件請求文書4（令和6年（行情）諮問第930号）

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第2060号（2022.12.9一本本B2155）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2022.12.9一本本B2155）の後に綴られた文書の全て。

(5) 本件請求文書5（令和6年（行情）諮問第1117号）

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第8537号（2023.2.14一本本B2594）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2023.2.14一本本B2594）の後に綴られた文書の全て。

(6) 本件請求文書6（令和6年（行情）諮問第1351号）

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第13465号（2023.4.25一本本B165）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2023.4.25一本本B165）の後に綴られた文書の全て。

(7) 本件請求文書7（令和7年（行情）諮問第231号）

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第18410号（2023.7.4一本本B920）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2023.7.4一本本B920）の後に綴られた文書の全て。

(8) 本件請求文書8（令和7年（行情）諮問第556号）

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第23081号（2023.9.12一本本B1304）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2023.9.12一本本B1304）の後に綴られた文書の全て。

(9) 本件請求文書9（令和7年（行情）諮問第751号）

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第778号（2023.11.22一本本B1728）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2023.11.22一本本B1728）の後に綴られた文書の全て。

(10) 本件請求文書10（令和7年（行情）諮問第1031号）

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第7479号（2024.2.1一本本B2247）で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求（2024.2.1一本本B2247）の後に綴られた文書の全て。

2 本件対象文書

文書1 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の解釈に関する質問主意書

文書2 参議院議員小西洋之君提出重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の解釈に関する質問に対する答弁書

文書3 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）事務連絡

文書4 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）概要

文書5 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）要綱

文書6 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）案文・理由

- 文書 7 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）新旧対照表
- 文書 8 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）参照条文
- 文書 9 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）別添 1 質問様式
- 文書 10 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）別添 2 意見様式
- 文書 11 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）（修正）新旧対照表
- 文書 12 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内照会用事務連絡
- 文書 13 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内照会用事務連絡回答ひな型
- 文書 14 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 1
- 文書 15 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 2
- 文書 16 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 3
- 文書 17 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 4
- 文書 18 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 5
- 文書 19 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 6
- 文書 20 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 7
- 文書 21 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 8
- 文書 22 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 9
- 文書 23 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答 10

- 文書24 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答（質問あり1）
- 文書25 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答（質問あり1）別紙
- 文書26 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答（質問あり2）
- 文書27 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）省内回答（質問あり2）別紙
- 文書28 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）防衛省提出質問
- 文書29 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）回答
- 文書30 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）事務連絡
- 文書31 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）要綱
- 文書32 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）案文
- 文書33 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）理由
- 文書34 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）新旧対照表
- 文書35 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）参照条文
- 文書36 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）修正箇所一覧
- 文書37 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）別添1 質問様式
- 文書38 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）別添2 意見様式

- 文書39 (副大臣用) 令和3年5月28日(金) 衆・内閣委 阿部知子
(立民) 問2
- 文書40 重要土地等調査法案の施行に向けた自衛隊施設周辺の区域指定の方針(案)について
- 文書41 【内幕課長級会議 資料(案)】防衛省としての区域指定(自衛隊施設)検討の進め方等について
- 文書42 自衛隊施設 区域指定案(20210512 作業中案)
- 文書43 自衛隊施設の注視・特別注視区域の候補リストについて(令和3年5月 防衛省)
- 文書44 当面の区域指定計画(案)について
- 文書45 自衛隊施設 区域指定計画案(20210628 案)
- 文書46 【内幕課長級会議 資料(案)】自衛隊施設の区域指定計画(案)について
- 文書47 自衛隊施設 区域指定計画案(20210719 案)
- 文書48 【内幕課長級会議 資料】自衛隊施設の区域指定計画(案)について
- 文書49 自衛隊施設 区域指定計画案(20210916 案)
- 文書50 重要土地等調査法について(令和3年10月)
- 文書51 2021年2月16日(火) 報道等関連想定
- 文書52 2021年2月19日(金) 記者実問
- 文書53 2021年2月26日(金) 記者実問
- 文書54 (大臣用) 2021.3.5(金) 参・予算委 佐藤正久君(自民) 問10
- 文書55 (大臣用) 2021.3.5(金) 参・予算委 佐藤正久君(自民) 想定問
- 文書56 2021年3月12日(金) 報道等関連想定
- 文書57 2021年3月23日(火) 報道等関連想定
- 文書58 2021年3月26日(金) 報道等関連想定
- 文書59 (大臣用) 令和3年5月11日(火) 衆・本会議 篠原豪君(立民) 問
- 文書60 (大西政務官用) 令和3年5月21日(金) 衆・内閣委 本多平直君(立民) 問1
- 文書61 (大西政務官用) 令和3年5月21日(金) 衆・内閣委 本多平直君(立民) 問2
- 文書62 (政府参考人用) 令和3年5月21日(金) 衆・内閣委 広田一君(立民) 問1
- 文書63 (政府参考人用) 令和3年5月21日(金) 衆・内閣委 広田一君(立民) 問2

- 文書 6 4 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 21 日 (金) 衆・内閣委 広田一
君 (立民) 問 3
- 文書 6 5 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 21 日 (金) 衆・内閣委 広田一
君 (立民) 問 4
- 文書 6 6 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 21 日 (金) 衆・内閣委 広田一
君 (立民) 問 5
- 文書 6 7 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 21 日 (金) 衆・内閣委 広田一
君 (立民) 問 6
- 文書 6 8 (大西政務官用) 令和 3 年 5 月 21 日 (金) 衆・内閣委 屋良朝
博君 (立民) 問 1
- 文書 6 9 (大西政務官用) 令和 3 年 5 月 21 日 (金) 衆・内閣委 屋良朝
博君 (立民) 問 2
- 文書 7 0 (大西政務官用) 令和 3 年 5 月 21 日 (金) 衆・内閣委 屋良朝
博君 (立民) 問 3
- 文書 7 1 (大西政務官用) 令和 3 年 5 月 21 日 (金) 衆・内閣委 屋良朝
博君 (立民) 問 4
- 文書 7 2 (大西政務官用) 令和 3 年 5 月 21 日 (金) 衆・内閣委 後藤祐
一君 (立民) 問
- 文書 7 3 (副大臣用) 令和 3 年 5 月 26 日 (水) 衆・内閣委 篠原豪君
(立民) 問
- 文書 7 4 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 26 日 (水) 衆・内閣委 阿部知
子君 (立民) 問
- 文書 7 5 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 26 日 (水) 衆・内閣委 今井雅
人君 (立民) 問 1
- 文書 7 6 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 26 日 (水) 衆・内閣委 今井雅
人君 (立民) 問 2
- 文書 7 7 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 26 日 (水) 衆・内閣委 今井雅
人君 (立民) 想問
- 文書 7 8 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 26 日 (水) 衆・内閣委 赤嶺政
賢君 (共産) 問 1
- 文書 7 9 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 27 日 (木) 参・外防委 小西洋
之君 (立憲) 問 1 2
- 文書 8 0 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 27 日 (木) 参・外防委 小西洋
之君 (立憲) 問 1 3
- 文書 8 1 (大臣用) 令和 3 年 5 月 27 日 (木) 参・外防委 小西洋之君
(立憲) 問 1 4
- 文書 8 2 (大臣用) 令和 3 年 5 月 27 日 (木) 参・外防委 小西洋之君
(立憲) 問 1 5

- 文書 8 3 (大臣用) 令和 3 年 5 月 27 日 (木) 参・外防委 小西洋之君
(立憲) 問 1 6
- 文書 8 4 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 28 日 (金) 衆・内閣委 足立康
史君 (維新) 想定問 1
- 文書 8 5 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 28 日 (金) 衆・内閣委 足立康
史君 (維新) 想定問 2
- 文書 8 6 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 28 日 (金) 衆・内閣委 足立康
史君 (維新) 想定問 3
- 文書 8 7 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 28 日 (金) 衆・内閣委 足立康
史君 (維新) 想定問 4
- 文書 8 8 (副大臣用) 令和 3 年 5 月 28 日 (金) 衆・内閣委 阿部知子君
(立民) 問 1
- 文書 8 9 (副大臣用) 令和 3 年 5 月 28 日 (金) 衆・内閣委 阿部知子君
(立民) 問 3
- 文書 9 0 (政府参考人用) 令和 3 年 5 月 28 日 (金) 衆・内閣委 赤嶺政
賢君 (共産) 問
- 文書 9 1 令和 3 年 6 月 1 日 (火) 幹事社間
- 文書 9 2 (大臣用) 令和 3 年 6 月 1 日 (火) 参・外防委 小西洋之君 (立
憲) 問 4
- 文書 9 3 (大臣用) 令和 3 年 6 月 1 日 (火) 参・外防委 小西洋之君 (立
憲) 問 5
- 文書 9 4 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 1 日 (火) 参・外防委 小西洋之
君 (立憲) 問 6
- 文書 9 5 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 1 日 (火) 参・外防委 小西洋之
君 (立憲) 問 7
- 文書 9 6 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 1 日 (火) 参・外防委 小西洋之
君 (立憲) 問 8
- 文書 9 7 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 1 日 (火) 参・外防委 小西洋之
君 (立憲) 問 9
- 文書 9 8 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 1 日 (火) 参・外防委 小西洋之
君 (立憲) 問 10
- 文書 9 9 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 1 日 (火) 参・外防委 小西洋之
君 (立憲) 問 11
- 文書 100 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 1 日 (火) 参・外防委 小西洋
之君 (立憲) 問 12
- 文書 101 (政府参考人用) 令和 3 年 6 月 1 日 (火) 参・外防委 小西洋
之君 (立憲) 問 13

- 文書102 (政府参考人用) 令和3年6月1日(火) 参・外防委 小西洋
之君(立憲) 問14
- 文書103 (政府参考人用) 令和3年6月1日(火) 参・外防委 小西洋
之君(立憲) 問15
- 文書104 (政府参考人用) 令和3年6月1日(火) 参・外防委 小西洋
之君(立憲) 問16
- 文書105 (政府参考人用) 令和3年6月1日(火) 参・外防委 小西洋
之君(立憲) 問17
- 文書106 (政府参考人用) 令和3年6月1日(火) 参・外防委 小西洋
之君(立憲) 問18
- 文書107 (政府参考人用) 令和3年6月1日(火) 参・外防委 小西洋
之君(立憲) 問19
- 文書108 (大臣用) 令和3年6月1日(火) 参・外防委 小西洋之君
(立憲) 問20
- 文書109 (大臣用) 令和3年6月1日(火) 参・外防委 小西洋之君
(立憲) 問21
- 文書110 (政府参考人用) 令和3年6月2日(水) 衆・内閣委 塩川鉄
也君(共産) 問
- 文書111 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 大塚耕
平君(民主) 問1
- 文書112 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 大塚耕
平君(民主) 問3
- 文書113 (大臣用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 大塚耕平君
(民主) 問4
- 文書114 (大臣用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 伊波洋一君
(沖縄) 問7
- 文書115 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋
之君(立憲) 問5
- 文書116 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋
之君(立憲) 問6
- 文書117 (大臣用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋之君
(立憲) 問7
- 文書118 (大臣用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋之君
(立憲) 問8
- 文書119 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋
之君(立憲) 問9
- 文書120 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋
之君(立憲) 問10

- 文書121 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋
之君(立憲)問11
- 文書122 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋
之君(立憲)問12
- 文書123 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋
之君(立憲)問13
- 文書124 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋
之君(立憲)問14
- 文書125 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋
之君(立憲)問15
- 文書126 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋
之君(立憲)問16
- 文書127 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋
之君(立憲)問17
- 文書128 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋
之君(立憲)問18
- 文書129 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋
之君(立憲)問19
- 文書130 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋
之君(立憲)問20
- 文書131 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋
之君(立憲)問21
- 文書132 (政府参考人用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋
之君(立憲)問22
- 文書133 (大臣用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋之君
(立憲)問23
- 文書134 (大臣用) 令和3年6月3日(木) 参・外防委 小西洋之君
(立憲)問24
- 文書135 (大臣用) 令和3年6月4日(金) 参・本会議 木戸口英司君
(立憲)問1
- 文書136 (大臣用) 令和3年6月4日(金) 参・本会議 木戸口英司君
(立憲)問2
- 文書137 (大臣用) 令和3年6月4日(金) 参・本会議 木戸口英司君
(立憲)問3
- 文書138 (大臣用) 令和3年6月4日(金) 参・本会議 田村智子君
(共産)問1
- 文書139 (大臣用) 令和3年6月4日(金) 参・本会議 田村智子君
(共産)問2

- 文書140 (松川政務官用) 令和3年6月8日(火) 参・内閣委 山添拓
君(共産) 問2
- 文書141 (政府参考人用) 令和3年6月8日(火) 参・内閣委 山添拓
君(共産) 問4
- 文書142 (松川政務官用) 令和3年6月8日(火) 参・内閣委 矢田わ
か子君(民主) 問1
- 文書143 (松川政務官用) 令和3年6月8日(火) 参・内閣委 矢田わ
か子君(民主) 問2
- 文書144 (松川政務官用) 令和3年6月8日(火) 参・内閣委 矢田わ
か子君(民主) 問3
- 文書145 (政府参考人用) 令和3年6月8日(火) 参・内閣委 高木か
おり君(維新) 問
- 文書146 (政府参考人用) 令和3年6月8日(火) 参・内閣委 高野光
二郎君(自民) 問1
- 文書147 (政府参考人用) 令和3年6月8日(火) 参・内閣委 高野光
二郎君(自民) 問2
- 文書148 (政府参考人用) 令和3年6月8日(火) 参・内閣委 吉川沙
織君(立憲) 問
- 文書149 (政府参考人用) 令和3年6月8日(火) 参・内閣委 吉川沙
織君(立憲) 問
- 文書150 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委 田村
智子君(共産) 問1
- 文書151 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委 田村
智子君(共産) 問2
- 文書152 (松川政務官用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委 矢田
わか子君(民主) 問
- 文書153 (大臣用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防委連合
審査会 井上哲士君(共産) 問1
- 文書154 (大臣用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防委連合
審査会 井上哲士君(共産) 問2
- 文書155 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君(立憲) 問1
- 文書156 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君(立憲) 問2
- 文書157 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君(立憲) 問3
- 文書158 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君(立憲) 問4

- 文書159 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君(立憲) 問5
- 文書160 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君(立憲) 問6
- 文書161 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君(立憲) 問7
- 文書162 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君(立憲) 問8
- 文書163 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君(立憲) 問9
- 文書164 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君(立憲) 問10
- 文書165 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君(立憲) 問11
- 文書166 (大臣用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防委連合
審査会 小西洋之君(立憲) 問12
- 文書167 (大臣用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防委連合
審査会 小西洋之君(立憲) 問13
- 文書168 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君(立憲) 問14
- 文書169 (大臣用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防委連合
審査会 小西洋之君(立憲) 問15
- 文書170 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君(立憲) 問16
- 文書171 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君(立憲) 問17
- 文書172 (大臣用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防委連合
審査会 小西洋之君(立憲) 問18
- 文書173 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君(立憲) 問20
- 文書174 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君(立憲) 問21
- 文書175 (政府参考人用) 令和3年6月10日(木) 参・内閣委 石川
博崇君(公明) 問
- 文書176 令和3年6月15日(火) 記者実問
- 文書177 令和3年7月2日(金) 報道等関連想定
- 文書178 在日米軍施設・区域の例示

- 文書179 (副大臣用) 2021.3.19 (金) 衆・外務委 杉本和巳
君 (維新) 問1
- 文書180 議事録
- 文書181 重要土地等調査法案の概要
- 文書182 (政府参考人用) 2021.4.6 (火) 衆・安保委 屋良朝
博君 (立民) 問1
- 文書183 米軍横須賀海軍施設隣接地について (令和3年4月13日)
- 文書184 米軍横須賀海軍施設隣接地について (令和3年4月14日)
- 文書185 普天間飛行場周辺図
- 文書186 (大西政務官用) 令和3年5月21日 (金) 衆・内閣委 屋良
朝博君 (立民) 問5
- 文書187 (政府参考人用) 令和3年5月26日 (水) 衆・内閣委 赤嶺
政賢君 (共産) 問2
- 文書188 (政府参考人用) 令和3年6月3日 (木) 参・外防委 大塚耕
平君 (民主) 問2
- 文書189 (政府参考人用) 令和3年6月10日 (木) 参・内閣委 田村
智子君 (共産) 問3
- 文書190 重要土地等調査法について (防衛施設周辺における土地取得問
題に係る対応) 令和3年7月
- 文書191 重要土地等調査法に基づく在日米軍施設・区域周辺における区
域指定について 令和3年9月2日
- 文書192 (政府参考人用) 令和3年6月10日 (木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君 (立憲) 問19 (1)
- 文書193 (政府参考人用) 令和3年6月10日 (木) 参・内閣委、外防
委連合審査会 小西洋之君 (立憲) 問19 (2)
- 文書194 6月10日 参・内閣委、外防委連合審査会 小西君 答弁起
こし 問19 (抄)
- 文書195 参考【set】【リバイス】土地調査法案想定集 (在日米軍施
設の区域指定について)
- 文書196 令和3年12月24日 (金) 報道等関連想定
- 文書197 令和4年2月8日 (火) 報道等関連想定
- 文書198 重要土地等調査法の施行後における各地方防衛局等の業務につ
いてー地方防衛局 施設管理課長等会議資料ー 令和4年2月1
0日
- 文書199 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調
査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令
案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改
正する政令案」について (協議) 事務連絡

文書200 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）概要

文書201 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）要綱（施行日政令）

文書202 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）案文・理由（施行日政令）

文書203 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）参照条文（施行日政令）

文書204 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）法律要綱（施行日政令）

文書205 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）要綱（審議会令）

文書206 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）案文・理由（審議会令）

文書207 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）参照条文（審議会令）

文書208 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）要綱（組織令）

文書209 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令

案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）案文・理由（組織令）

文書210 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）新旧対照表（組織令）

文書211 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令案、土地等利用状況審議会令案及び内閣府本府組織令の一部を改正する政令案」について（協議）参照条文（組織令）

文書212 令和4年3月15日（火） 報道等関連想定

文書213 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）事務連絡

文書214 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）基本方針案

文書215 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）質問・意見様式

文書216 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内照会用事務連絡

文書217 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内照会用事務連絡 回答ひな型

文書218 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答
1

文書219 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答
2

文書220 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答
3

文書221 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答
4

- 文書 222 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答
5
- 文書 223 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答
6
- 文書 224 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答
7
- 文書 225 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答
8
- 文書 226 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答
9
- 文書 227 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答
10
- 文書 228 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針について（事前協議）省内回答
11
- 文書 229 【各幕等説明資料】重要土地等調査法の施行に向けた対応等について
- 文書 230 令和4年7月15日（金） 報道等関連想定
- 文書 231 重要土地等調査法について（令和4年7月）
- 文書 232 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針案について（協議）事務連絡
- 文書 233 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針案について（協議）基本方針案
- 文書 234 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針案について（協議）新旧対照表
- 文書 235 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針案について（協議）質問・意見様式
- 文書 236 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）事務連絡

- 文書237 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）概要（施行日政令）
- 文書238 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）要綱（施行日政令）
- 文書239 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）案文（施行日政令）
- 文書240 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）理由（施行日政令）
- 文書241 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）参照条文（施行日政令）
- 文書242 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）法律要綱（施行日政令）
- 文書243 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）要綱（施行令）
- 文書244 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）案文（施行令）

- 文書245 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）理由（施行令）
- 文書246 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）新旧対照表（施行令）
- 文書247 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）参照条文（施行令）
- 文書248 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）省内照会事務連絡
- 文書249 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）省内照会回答ひな型
- 文書250 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）省内回答1
- 文書251 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）省内回答2
- 文書252 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）省内回答3
- 文書253 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要

施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）省内回答 4

文書 254 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）省内回答 5

文書 255 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）省内回答 6

文書 256 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）省内回答 7

文書 257 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）省内回答 8

文書 258 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）省内回答 9

文書 259 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）省内回答 10

文書 260 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の施行期日を定める政令案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案について（協議）省内回答 11

文書 261 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針

文書 262 重要土地等調査法について（令和 4 年 8 月）

文書 263 令和 4 年 8 月 19 日（金） 報道等関連想定

文書 264 令和 4 年 9 月 5 日 提出資料

文書 265 会議資料

文書 266 備忘録 1

文書 267 第 211 回国会基本想定（令和 4 年 10 月）

- 文書268 令和4年10月14日（金） 報道等関連想定
- 文書269 参議院議員神谷宗幣君提出「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」に関する質問に対する答弁書
- 文書270 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第5条第1項に規定する注視区域及び同法第12条第1項に規定する特別注視区域の指定について（回答）（案）1
- 文書271 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第5条第1項に規定する注視区域及び同法第12条第1項に規定する特別注視区域の指定について（回答）（防整整第22657号。令和4年12月5日）
- 文書272 令和4年12月19日（月曜日） 報道等関連想定
- 文書273 令和5年2月3日（金曜日） 報道等関連想定
- 文書274 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく情報の提供について（決裁文書）1
- 文書275 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく情報の提供について（通知）（防整整第2133号。令和5年2月7日）
- 文書276 令和5年2月14日（火曜日） 報道等関連想定
- 文書277 第211回国会基本想定（令和5年1月）
- 文書278 参議院議員神谷宗幣君提出外国人による我が国の島嶼買収の実態に関する質問主意書の回付について（内閣参質211第9号。令和5年2月15日）
- 文書279 参議院議員神谷宗幣君提出外国人による我が国の島嶼買収の実態に関する質問に対する答弁書
- 文書280 令和5年3月7日（火曜日） 記者実問
- 文書281 令和5年5月12日（金曜日） 報道等関連想定
- 文書282 与那国町住民説明会用想定
- 文書283 令和5年5月16日（火曜日） 報道等関連想定1
- 文書284 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第5条第1項に規定する注視区域及び同法第12条第1項に規定する特別注視区域の指定について（回答）（案）2
- 文書285 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）第5条

第1項に規定する注視区域及び同法第12条第1項に規定する特別注視区域の指定について（回答）（防整整第13507号。令和5年6月23日）

文書286 令和5年5月16日（火曜日） 報道等関連想定2

文書287 重要施設周辺等に所在する国有財産の取扱いについて（通知）
(決裁文書) 1

文書288 重要施設周辺等に所在する国有財産の取扱いについて（通知）
(防整整第15636号。令和5年7月18日)

文書289 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査
及び利用の規制等に関する法律に基づく情報の提供について（決
裁文書）2

文書290 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査
及び利用の規制等に関する法律に基づく情報の提供について（通
知）（防整整第15991号。令和5年7月26日）

文書291 重要施設周辺等に所在する国有財産の取扱いに係る手続きにつ
いて（決裁文書）

文書292 重要施設周辺等に所在する国有財産の取扱いに係る手続きにつ
いて（通知）

文書293 令和5年9月12日（火曜日） 報道等関連想定

文書294 米側との協議概要

文書295 重要土地等調査法について（令和5年10月）

文書296 重要施設周辺等に所在する国有財産の取扱いについて（通知）
(決裁文書) 2

文書297 重要施設周辺等に所在する国有財産の取扱いについて（通知）

文書298 重要施設周辺の未利用国有地等の管理及び処分について（照会）
(決裁文書) 1

文書299 重要施設周辺の未利用国有地等の管理及び処分について（照会）
1

文書300 令和5年10月25日 提出資料

文書301 重要施設周辺の未利用国有地等の管理及び処分について（照会）
(決裁文書) 2

文書302 重要施設周辺の未利用国有地等の管理及び処分について（照会）
2

文書303 「重要施設周辺の未利用国有地等の管理及び処分について（照
会）」の一部修正について（決裁文書）

文書304 重要施設周辺の未利用国有地等の管理及び処分について（照会）
3

- 文書305 (政府参考人用) 令和5年11月10日(金) 衆・法務委 阿部弘樹君(維新) 問
- 文書306 重要施設周辺の未利用国有地等の管理及び処分について(回答)
(決裁文書) 1
- 文書307 重要施設周辺の未利用国有地等の管理及び処分について(回答)
1
- 文書308 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査
及び利用の規制等に関する法律(令和3年法律第84号)第5条
第1項に規定する注視区域及び同法第12条第1項に規定する特別注視区域の指定について(回答)(決裁文書) 1
- 文書309 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査
及び利用の規制等に関する法律(令和3年法律第84号)第5条
第1項に規定する注視区域及び同法第12条第1項に規定する特別注視区域の指定について(回答)(防整整第23728号。令和5年11月20日)
- 文書310 備忘録2
- 文書311 第212回国会基本想定(令和5年10月)
- 文書312 備忘録3
- 文書313 令和5年11月30日(木曜日)報道等関連想定
- 文書314 令和5年12月27日(水曜日)報道等関連想定
- 文書315 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査
及び利用の規制等に関する法律に基づく情報の提供について(決裁文書) 3
- 文書316 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査
及び利用の規制等に関する法律に基づく情報の提供について(通知)
(防整整第25591号。令和5年12月19日)
- 文書317 「重要施設周辺等に所在する国有財産の取扱いについて」通達
の一部改正について(通知)(決裁文書)
- 文書318 「重要施設周辺等に所在する国有財産の取扱いについて」通達
の一部改正について(通知)(防整整第26028号。令和5年1
2月22日)
- 文書319 第213回国会基本想定(令和6年1月)
- 文書320 重要施設周辺の未利用国有地等の管理及び処分について(回答)
(決裁文書) 2
- 文書321 重要施設周辺の未利用国有地等の管理及び処分について(回答)
2
- 文書322 重要施設周辺の未利用国有地等の管理及び処分について(回答)
(決裁文書) 3

- 文書 3 2 3 重要施設周辺の未利用国有地等の管理及び処分について（回答）
3
- 文書 3 2 4 重要施設周辺の未利用国有地等の管理及び処分について（回答）
(決裁文書) 4
- 文書 3 2 5 重要施設周辺の未利用国有地等の管理及び処分について（回答）
4
- 文書 3 2 6 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査
及び利用の規制等に関する法律（令和 3 年法律第 84 号）第 5 条
第 1 項に規定する注視区域及び同法第 12 条第 1 項に規定する特
別注視区域の指定について（回答）（決裁文書）2
- 文書 3 2 7 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査
及び利用の規制等に関する法律（令和 3 年法律第 84 号）第 5 条
第 1 項に規定する注視区域及び同法第 12 条第 1 項に規定する特
別注視区域の指定について（回答）（防整整第 7054 号。令和
6 年 3 月 27 日）
- 文書 3 2 8 令和 6 年 4 月 1 日（月曜日） 報道関連想定
- 文書 3 2 9 令和 6 年 2 月 2 日（金曜日） 報道等関連想定
- 文書 3 3 0 備忘録 4
- 文書 3 3 1 重要土地等調査法における防衛関係施設の境界線設定の考え方
について

別表（原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	原処分 1	文書 3、文書 1 2、文書 1 4 ないし文書 2 2、文書 2 4 ないし文書 2 7 及び文書 3 0	1枚目の一部
		文書 2 8 及び 文書 2 9	1枚目及び2枚 目のそれぞれ一部
	原処分 2	文書 2 3 2、 文書 2 3 6、 文書 2 5 1、 文書 2 5 3 及 び文書 2 5 4	1枚目の一部
2	原処分 1 1	文書 1 9 9、 文書 2 1 3、 文書 2 2 1、 文書 2 2 2、 文書 2 2 4 及 び文書 2 2 6	1枚目の一部
	原処分 1 3 な いし原 処分 2 0	文書 2 6 9 及 び文書 2 7 0	1枚目の一部
	原処分 1 6 な いし原 処分 2 0	文書 2 8 4	1枚目の一部
	原処分 1 7 な いし原	文書 2 8 7、 文書 2 8 9 及 び文書 2 9 1	1枚目の一部

	処分2 0			
	原処分 18な いし原 処分2 0	文書296及 び文書308	1枚目の一部	
		文書299、 文書302及 び文書304	2枚目の一部	
		文書298及 び文書301	1枚目及び4枚 目のそれぞれ一 部	
		文書303及 び文書306	1枚目及び5枚 目のそれぞれ一 部	
	原処分 19及 び原処 分20	文書315及 び文書317	1枚目の一部	
	原処分 20	文書320	1枚目及び5枚 目のそれぞれ一 部	
		文書322及 び文書324	1枚目及び6枚 目のそれぞれ一 部	
		文書326	1枚目の一部	
3	原処分 1	文書39	1枚目の一部	個人に関する情報であ り、これを公にすること により、個人の権利利益 を害するおそれがあると ともに、国の機関が行う 行政事務に関する情報で あり、これを公にすること により、当該事務の適 正な遂行に支障を及ぼす おそれがあることから、 法5条1号及び6号柱書 きに該当するため不開示 とした。

		4枚目ないし7枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
原処分 2	文書39	1枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
		4枚目ないし7枚目のそれぞれ一部	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
4	原処分 11ないし原 処分20	文書55、文 書70、文書 74、文書7 6、文書8 2、文書8	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う

		9 、文書 9 0 、文書 14 1ないし文書 143 、文書 146 、文書 148 、文書 182 及び文 書 186		行政事務に関する情報で あり、これを公にすること により、当該事務の適 正な遂行に支障を及ぼす おそれがあることから、 法 5 条 1 号及び 6 号柱書 きに該当するため不開示 とした。
	原処分 18ないし原 処分 20	文書 305	1枚目の一部	
5	原処分 13ないし原 処分 20	文書 269	7枚目ないし 1 1枚目のそれぞ れ一部	国の機関の相互間におけ る事務に関する情報であ り、これを公にすること により、国の機関の相互 間の信頼関係が著しく損 なわれ、当該事務の適正 な遂行に支障を及ぼすお それがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当す るため不開示とした。
6	原処分 2	文書 60 及び 文書 61	1枚目の一部	個人に関する情報であ り、特定の個人を識別す ることができる、又は特定 の個人を識別することは できないが、公にすること により、なお個人の権 利利益を害するおそれが あるとともに、国の機関 が行う事務に関する情報 であり、これを公にすること により、当該事務の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれ があることから、法 5 条 1 号 及び 6 号

				柱書きに該当するため不開示とした。
	原処分 11	文書60及び 文書61		個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
	原処分 8及び 原処分 11な いし原 処分1 7	文書67		
	原処分 9及び 原処分 11な いし原 処分1 8	文書68		
7	原処分 11な いし原 処分2 0	文書72 文書188	4枚目の一部 9枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
8	原処分 11な いし原 処分2 0	文書40	2枚目及び10 枚目のそれぞれ 一部 3枚目、4枚 目、8枚目及び 9枚目のそれぞ れページ番号を 除く全て	国の機関の内部における 検討又は協議に関する情 報であり、これを公にす ることにより、率直な意 見の交換や意思決定の中 立性が不当に損なわれ、 国民の間に混乱を生じさ せるおそれがあることか ら、法5条5号に該当す るため不開示とした。
		文書41	1枚目及び2枚 目のそれぞれ一 部	

		文書44	1枚目、8枚目及び12枚目のそれぞれ一部	
		文書46及び文書48	1枚目の一部	
		文書229	2枚目、3枚目及び5枚目のそれぞれ一部	
			4枚目のページ番号を除く全て	
9 原処分 11ないし原 処分2 0	文書40 文書41 文書42 文書44 文書45 文書46	文書40	5枚目ないし7枚目のそれぞれページ番号を除く全て	自衛隊の施設に関する情報であり、これを公にすることにより、当該施設の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれ、国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
		文書41	3枚目及び4枚目のそれぞれ一部	
		文書42	1枚目ないし2枚目のそれぞれ一部	
		文書44	2枚目及び10枚目のそれぞれ一部	
			3枚目ないし7枚目、9枚目及び11枚目のそれぞれ注意表記及びページ番号を除く全て	
		文書45	1枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	
		文書46	2枚目ないし5枚目及び7枚目のそれぞれ注意表記及びページ番号を除く全て	

			6枚目の一部	
	文書47		1枚目ないし5 3枚目のそれ ぞれ一部	
	文書48		2枚目ないし5 枚目及び7枚目 ^の それぞれ注意 表記及びページ 番号を除く全て	
			6枚目の一部	
	文書49		1枚目ないし5 3枚目のそれ ぞれ一部	
	文書50		13枚目ないし 17枚目のそれ ぞれ一部	
原処分 12な いし原 処分2 0	文書262		15枚目ないし 17枚目のそれ ぞれ一部	
原処分 18な いし原 処分2 0	文書295		9枚目及び10 枚目のそれぞれ 一部	
10	原処分 11な いし原 処分2 0	文書180	1枚目及び2枚 目のそれぞれ一 部	他国に関する情報であ り、これを公にすること により、他国との信頼関 係が損なわれ、ひいては 我が国の安全を害するお それがあることから、法 5条3号に該当するため 不開示とした。
11	原処分 12な いし原	文書265	2枚目ないし8 枚目及び10枚 目ないし17枚	公にしないことを前提と した米国政府との協議に 関する情報であり、これ

	処分2 0		目のそれぞれ全 て	を公にすることにより、 米国との信頼関係が損な われるおそれがあること から、法5条3号に該当 するため不開示とした。
		文書266	1枚目及び3枚 目のそれぞれ一 部	
			2枚目の注意表 記及びページ番 号を除く全て	
	原処分 17な いし原 処分2 0	文書294	1枚目の一部 2枚目の全て	
12	原処分 18な いし原 処分2 0	文書310	1枚目の一部 2枚目及び3枚 目のそれぞれ全 て	国の機関の内部における 検討又は協議に関する情 報であり、これを公にす ることにより、率直な意 見の交換や意思決定の中 立性が不当に損なわれ、 国民の間に混乱を生じさ せるおそれがあるとともに、 国の機関が行う行政 事務に関する情報であ り、これを公にすること により、当該事務の適正 な遂行に支障を及ぼすお
		文書312	1枚目の一部 2枚目ないし4 枚目のそれぞ れ全て	
		文書330	1枚目及び2枚 目のそれぞれ一 部	
	原処分 20	文書190	5枚目ないし9 枚目のそれぞ れ一部	
	原処分 20	文書191	1枚目の一部	
		文書198	6枚目ないし9 枚目のそれぞ れ一部	
	原処分 20	文書331	1枚目の一部 2枚目の全て	

				それがあることから、法5条5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
1 3	原処分 1 8 な いし原 処分 2 0	文書3 0 1	5枚目の一部	国の機関、地方公共団体の内部又は相互間における検討に関する情報であり、これを公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号に該当するため不開示とした。
		文書3 0 2	3枚目の一部	
		文書3 0 3	6枚目の一部	
		文書3 0 4	3枚目の一部	
	原処分 2 0	文書3 2 0	6枚目の一部	
		文書3 2 4	3 4枚目の一部	
1 4	原処分 2 0	文書3 2 0	4枚目の一部	国の機関の内部における検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条5号及び第6号柱書きに該当するため不開示とした。
		文書3 2 1	1枚目の一部	
		文書3 2 2 及 び文書3 2 4	5枚目の一部	
		文書3 2 3 及 び文書3 2 5	2枚目の一部	
1 5	原処分 2 0	文書3 2 2	5 6枚目、 1 3 3枚目、 1 3 4 枚目及び2 0 7 枚目のそれぞれ の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。